

## 留萌市低入札価格調査制度実施要領

### (目的)

第1条 市が発注する工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、留萌市契約規則（昭和40年留萌市規則第29号）第18条に規定する最低価格の入札者を落札者とし不在の場合（以下「低入札価格調査制度」という。）の手続きについて、次のとおり定める。

### (対象工事)

第2条 契約担当者（留萌市契約規則第2条第3号に規定する者をいう。）は、原則として予定価格が1,000万円を超える工事を低入札価格調査制度の対象とすることができる。ただし、予定価格が1,000万円以下の工事であっても当該制度の適用を必要と認めた工事は対象にできるものとする。

### (調査基準価格の設定)

第3条 調査基準価格の設定は、次に掲げる事項の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、調査基準価格を予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で設定できるものとする。

3 調査基準価格の設定に当たり、事前に調査基準価格決定書（別記第1号様式）を作成し、決裁を受けなければならない。

4 契約担当者は、調査基準価格を決定したときは、予定価格調書（別記様式第2号）を作成しなければならない。

### (調査基準価格の公表等)

第4条 調査基準価格の公表は、留萌市契約規則第6条並びに第24条第2項の規定による通知及び第53条に基づき公表できるものとする。

2 契約担当者は、調査基準価格が推定されるものの取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう十分注意しなければならない。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、開札の結果調査基準価格に満たない入札が行われたときは、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第6条 低入札価格を調査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長と委員をもって構成する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、工事担当部課長、契約担当課長、委員長が指名する職員をもって充てる。

(低入札価格調査委員会の開催)

第7条 委員長は、調査基準価格に満たない入札が行われたときは、速やかに調査委員会を開催し、当該入札が適正であるか否かを調査して、その結果について市長の承認を得なければならない。

(調査委員会の調査事項)

第8条 調査委員会は、必要に応じて次に掲げる事項について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行い、調査するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由書 (別記第3号様式)
- (2) 入札金額の積算内訳 (別記第4号様式)
- (3) 手持資材の状況 (別記第5号様式)
- (4) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係 (別記第6号様式)
- (5) 過去に施工した公共工事及び発注者 (別記第7号様式)
- (6) 工事費内訳書調査書 (別記第8号様式)
- (7) その他必要な事項

(工事の失格基準)

第9条 第2条に定める工事においては、次のとおり失格を判断するための基準を設けるものとする。

- (1) 工事費内訳書において、直接工事費の額に「機器費」が計上されていない工事
  - ア 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 工事費内訳書において、直接工事費の額に「機器費」が計上されている工事

ア 機器費の額に10分の5を乗じて得た額

イ 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額

ウ 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額

エ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

オ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 前項の調査は、工事費内訳書の提出要領（平成14年12月2日施行）第2条の規定により提出された工事費内訳書により行うものとする。

3 第2項の調査において、失格と判断することとなった場合は、工事費内訳書調査書（別記様式第8号）を、調査委員会に報告するものとする。

（落札者の決定等）

第10条 第8条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査結果を記載した書面（別記第9号様式）を市長に提出し、承認を求めた上で、別記第10号様式により直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 第8条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査結果を記載した書面を市長に提出し、承認を求めた上で、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合は、同様の手続きによる調査を行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者、次順位者及び他の入札者に対し、別記第10号様式により通知をするものとする。

4 第8条の調査の結果、落札者がいないときは、再度公告入札を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う請負契約(予定価格が1,000万円を超える工事に限る。)の入札から適用する。